
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第18巻第3号

2009年4月20日

もくじ

- 巻頭言 石田淳（第18期副会長） 2
- 2008年度秋季研究集会概要 2
- 分科会報告 8
- 地区研究会報告 1 5
- 総会議事要録 1 7
- 理事会議事要録 1 7
- 会員消息 1 9
- 事務局からのお知らせ 1 9
- 企画委員会からのお知らせ 1 9
- エッセイ 平和研究あれこれ 2 0
- 日本平和学会第18期役員 2 2

巻頭言 《平和のための戦争》という倒錯の後で

石田 淳 (第18期副会長)

平和を実現するには、平和を願う勢力がそれを脅かすものを敢然と排除すればよい——わかりやすいがゆえに万人受けするこの発想は、国連憲章にも見られる。憲章は安保理に、「平和に対する脅威」の存在を認定するとともに、加盟国に対して「国際の平和と安全」の維持・回復のために勧告や決定を行う権限を委ねているのである(憲章39条、25条)。

以下に整理するように、冷戦の終結以来、平和に対する脅威の存在を安保理が認定する範囲は大きく広がった。では、平和の定義の拡大は平和を一段と確かなものにするものだったのだろうか。

安保理によれば、平和に対する脅威を構成するのは、もはや湾岸戦争型の国家間の武力紛争に限定されるものではない。地域あるいは国際の平和と安全に対する脅威は、内戦下のコンゴの人道状況が破局に直面したこと(1998年9月23日の安保理決議1199)、アフガニスタンのタリバン政権が安保理決議に反してテロ集団の庇護を停止しなかったこと(1999年10月15日の安保理決議1267)、そしてイラクが安保理決議を履行せず大量破壊兵器が拡散したこと(2002年11月8日の安保理決議1441)にまで広がったのである。もちろん、安保理が平和に対する脅威の存在を認定したところで、それは直ちに個々の加盟国による武力行使の容認を意味するものではない。しかしながら、一見して明らかのように、上記の事例においては事前かつ明示的に武力行使を容認する決議を安保理が行わなかったにもかかわらず、米・英等の個別国家は武力行使に踏み切った。言ってみれば、個別国家が、その独自の判断に基づいて多国間の決議を単独で執行する形になったのである。

とは言え、当事国は武力行使にあたり、それなりの法的根拠を示したことは言うまでもない。ユーゴスラヴィアに対する1999年のOperation Allied Forceについては、当事国が必ずしも人道的干渉論で歩調を揃えた訳ではないのでやや曖昧だが、アフガニスタンに対する2001年のOperation Enduring Freedomについては自衛権によって、イラクに対する2003年のOperation Iraqi Freedomについては湾岸戦争以来の一連の安保理決議によって、武力行使を正当化したのである。

いずれの事例においても、米・英等は武力行使に先立ち、当該政府に対して関連安保理決議の履行を求めた。そればかりか、当該政府がこの要求を履行しない場合に

は、武力行使も辞さない威嚇まで加えた(その典型はユーゴスラヴィアに対するNATOの最後通告であろう——U.N.Doc. S/1999/107)。武力行使も辞さないと事前予告することによって、相手国に《本来実行したくないことを実行させる(get them to do what they otherwise would not do)》ことを試みたのである。強要するものと強要されるものとの間の圧倒的な力の差を背景に、このように権力政治的な強制外交が試みられたにもかかわらず、相手国政府は武力による威嚇に屈することはなかった。その政治的理由は何か。そして威嚇に屈することがなかったことが、米・英等の武力行使を正当化する法的論理にどのような影響を与えたのか。(あるいは、強制外交は偽装に過ぎなかったとすれば、そのような偽装が施されたのはなぜか。)

これらの問いに正面から取り組むほどの紙幅の余裕がここにはない(また既に暫定的ながらも別の機会に試論を試みている)ので、さしあたり、このような問いを立てることの「平和研究」における意味について考察するにとどめたい。

武力行使を法的に正当化する議論の中でしばしば強調されるのは、「交渉による解決の努力が相手国政府によって拒否されれば、紛争を解決するために武力行使のほかには採りうる手段はなくなる」ために、武力行使が「必要」になるという論理である。では、この武力行使の「必要性」の法的主張を基礎付けるのは何か。それこそ、威嚇に対して相手国政府が譲歩を拒むという政治的現実にはかならない。法的主張と政治的現実との密接な連関にもかかわらず、国際法学と国際政治学は、これまで学問的分業の必要を理由に(あるいは口実に)それを正面から論じることはなかった。

このように、平和にかかわる多くの問題を、研究者は研究上の都合で専門別に細分化して論じてきた。そのような学問的自制・禁欲によって達成できるものがあるとするれば、それは学者個人の業績くらいのもので、現実の理解にはおよそ程遠い。これまで切断されてきた関連を再接合しない限り、平和研究は現実との接点を回復できるものではないだろう。一層の学際的な検討が望まれる所以である。

(東京大学)

2008年度秋季研究集会概要

統一テーマ

共生と平和：ローカル・グローバル

部会 I 残虐兵器の廃絶と市民・NGOの役割：クラスター爆弾、劣化ウラン兵器、核兵器の全面禁止を求めて

司会：竹峰誠一郎（三重大・研究員）

報告（パネラーを兼ねる）

目加田説子（中央大）「クラスター爆弾禁止条約の意義と今後の課題」

嘉指信雄（神戸大）「劣化ウラン兵器禁止キャンペーンの現状：国連決議採択（07/12）後の展望」

児玉克哉（三重大）「核廃絶に向けてのヒロシマ・ナガサキプロセスの意義と課題」

木村朗（鹿児島大）「原爆神話からの解放と核抑止論の克服：戦争と核のない世界を実現するために」

部会 I ではクラスター爆弾、劣化ウラン兵器、核兵器廃絶に向けた市民・NGO の運動に焦点をあてた報告を 4 氏からいただき、活発な議論をおこなった。

目加田報告「クラスター爆弾禁止条約の意義と今後の課題」では、クラスター爆弾禁止条約締結に至った経緯が説明された。当初、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠内でクラスター爆弾は扱われ、禁止に向けた交渉が重ねられたが先進国の反対で実現に至らなかった。そこで CCW と離れて、ノルウェー政府が主導し「オスロ・プロセス」という別のフレームワークが用意され、条約の締結に至った。対地雷禁止条約を生んだ「オタワ・プロセス」と同じく、交渉期限を設け、中堅国家と NGO が密接に協働する形で進められた。また条約交渉の過程で、被害者支援の条項が入り、肉体的損傷だけでなく、精神的被害や、汚染された土地に住む人の被害、本人だけでなく家族も含めた被害者定義の拡大がなされたのは、NGO の大きな成果とも指摘された。一方課題として、条約の発効、加盟していない米中への呼びかけなどが指摘された。

嘉指報告「劣化ウラン兵器禁止キャンペーンの現状」では、07 年 12 月に国連総会で劣化ウラン兵器に関する決議が初めて採択されたことを踏まえた報告がなされた。同決議は廃絶を訴えるのではなく、国連が加盟国に劣化ウラン兵器に対する見解を求めた内容であることがまず説明された。他の類似決議より多い 19 カ国が回答し、「決議案を提出したキューバも驚いている」が、一番の被害国であるイラクが未提出で、また WHO が、劣化ウラン兵器は言われているほど危険性がないとの報告を出しており、正当化の根拠になっている問題が指摘された。併せて劣化ウラン兵器工場周辺でも被害は発生し、米軍は演習で実弾を使っており、戦闘地だけではなく劣化ウラン兵器問題の広がりが指摘された。

児玉報告「核廃絶に向けてのヒロシマ・ナガサキプロセスの意義と課題」では、社会を変える提言をし、研究と運動の橋渡しをしていく役割が平和学にはあるのではないかと問題提起が冒頭でなされ、核兵器廃絶にむけた道筋を構築すべく、自ら考案した、ヒロシマ・ナガサキプロセスが報告された。「モデル核兵器禁止条約」や「2020 ビジョン」があるが、そこにたどりつくプロセスが大切だと述べ、核兵器禁止使用決議が国連総会で圧倒的多数の賛成で採択されていることを踏まえ、核兵器使用・威嚇禁止条約の制定をまず目指すべきと指摘した。対地雷やクラスター爆弾の禁止条約の締結プロセスに学び、同条約は、核保有国の情勢を待つのではなく、非核保有国で国際的スタンダードを作る形で先行して

進めるべきと述べた。また非核地帯条約の締結をこれまでの地域単位ではなく、世界のどここの国でも参加できる形で進めるグローバル非核地帯条約案も披露された。

木村報告「原爆神話からの解放と核抑止論の克服」は、クラスター爆弾に続き劣化ウラン兵器さらに核兵器廃絶へと展望を切り開いていくため、これら残虐兵器を支えてきた構造に目を向ける必要性が指摘された。具体的には、核兵器の使用はそれだけが単独で行われるものではなく、核兵器廃絶の前に戦争の禁止・廃絶を位置づけ、その根本問題として軍産複体の問題追及を続ける長崎大の舟越会員の視点に共感を示し、軍産複合体の規制の必要性を指摘した。加えて情報操作による隠ぺいの問題を指摘し、既存のメディアの活用だけでなく、私たち自身が新しいメディアとして発言していく必要性が語られた。また核兵器を支える原爆神話と核抑止論の克服に向け、「グローバル・ヒバクシャ」や「ニュークリア・レイシズム」の視角から核兵器問題をとらえる重要性が指摘され、法的側面からだけでなく道徳的側面から兵器の廃棄を迫っていく必要性が指摘された。

質疑応答のなかで、目加田会員からは、クラスター爆弾の廃絶条約は、軍縮という枠よりも人道や環境、開発、人権問題として幅広い提起をし、多様な NGO が関与する形で進められ、幅広い世論の関心と呼び、成功に導いたとの指摘がなされた。

嘉指会員からは、運動の流れとしてはクラスター爆弾に続けと勢いをもってきているが、クラスター爆弾のように、国連の外の場で劣化ウラン兵器の廃絶交渉を進めることに、各国外交官の抵抗感が大きく、まずは国連の中でできることを試みるとの今後の見通しが語られた。また科学的な影響という壁をどう越えていくのかとの課題も提起された。

現在反核 NGO の多くは、核拡散防止条約（NPT）を足掛かりに核兵器廃絶を前進させようとしているが、児玉会員からは、NPT をよりよくしていくことは重要だが、NPT は核をもっている国が、もっていない国に持つなという条約で廃絶には向かない。そうではなく発想を変えて、核をもっていない国ももっている国に主張し、もっている国のおかしさを明確にできる条約の枠組みとして、ヒロシマ・ナガサキプロセスを提起したことが指摘された。

木村会員からは残虐兵器の廃絶問題は、軍事問題ではなく、政治問題であり、経済問題であると指摘し、軍産複合体の問題についてどう考えるのか他の報告者への質問がなされた。目加田会員から NGO が金融機関に製造企業への投融資をやめるとの新たな動きが出ている

ことが紹介された。

最後にフロアーからモデル核兵器禁止条約づくりに関わった浦田会員が発言し、伝統的な国際法の考え方は条約とは国家間の文書づくりとの考えだが、モデル核兵器禁止条約づくりのなかでは国家間の合意文書づくりだけでなく、市民・NGOといった勢力が担う新しい国際条約作りを進めていこうと議論したことが披露された。

同部会は、分科会「平和運動」と「グローバルヒバク

シヤ」が共同で立案したものであった。分科会「グローバルヒバクシヤ」側の企画意図としては、核兵器廃絶は単独で議論される傾向が強いが、クラスター爆弾や劣化ウラン兵器の廃絶運動と重ねることで、核廃絶に向けた新たな視角が得られるのではとのねらいがあった。示唆に富む報告と議論が展開されたと自負している。報告をいただいた4人の先生方に感謝申し上げたい。

(竹峰誠一郎)

自由論題部会

司会：最上敏樹（国際基督教大）

報告

1：上野友也（日本学術振興会特別研究員）「冷戦終結以後の武力紛争と人道支援の安全性：人道支援の配分的正義をめぐる政治」

2：清水奈名子（宇都宮大）「国連安全保障体制と『保護する責任』：ダルフル紛争をめぐる対応を中心として」

討論：山田哲也（南山大）

自由論題部会は、11月22日、清水奈名子会員（宇都宮大学）および上野友也会員（日本学術振興会特別研究員）の報告をもって開催された。討論者として山田哲也会員（南山大学）が参加した。

上野友也会員（日本学術振興会特別研究員）報告は、冷戦終結以後の武力紛争での人道支援活動における安全確保の問題を議論の主題とした。初めに、人道支援職員に対する危害の事実を確認するためにデータや事例を分析し、人道支援職員に対する危害の多くが、事故や紛争当事者間の戦闘によるのではなく、人道支援職員に対する意図的な暴力によって生じたことを明らかにした。次に、人道支援職員に対する危害の要因を解明するために、人道支援機関と紛争当事者との人道支援をめぐる対立の構造を明らかにした。人道支援機関は紛争被災者に対する人道支援の提供を優先するのに対して、紛争当事者は戦争の有利な展開のために人道支援活動を妨害することがあり、このような場合に両者が対立し、この対立が「新しい戦争」という冷戦終結以後の武力紛争の特質の変化によって増長してきたことも明らかにした。最後に、人道支援職員に対する危害への対応に関して考察し、人道支援職員の安全確保のためには、人道支援職員の物理的安全の確保だけでなく、人道支援活動の中立性と公平性の確保も必要であることも言明した。これを確保するために人道支援機関が紛争当事者に抗議する行為が少なくとも有効な手段であることを明らかにした。

この報告に対して、山田哲也会員が以下の三点について討論を行なった。第一は、人道支援機関が人道支援の機会に平等（無差別性）と結果の平等（比例性）を同時に追求したとしても、両者のバランスをめぐる紛争当事者間の対立から逃れられないのではないかという点。第二は、人道支援機関が紛争被災地から退出すれば被災者の見殺しにもなり、人道支援機関の政治的権威を貶めはしないかという点。第三は、アフリカなどでは紛争当事者が人道支援に依存して戦闘を継続しており、この観点

から人道支援職員の安全確保の問題を捉え直す必要があるという点。それに対し報告者は、第一点については、紛争当事者が人道支援に対して恣意的に干渉すべきではないこと、第二点については人道支援機関の現地退出は問題の責任が紛争当事者にあると抗議するものでもあることを述べ、第三点については「新しい戦争」等の戦争形態の変化の影響がある旨を述べた。

フロアからは、奥本京子会員（大阪女学院大学）が現地雇用職員の安全確保のあり方について質問し、報告者は国際職員よりも現地雇用職員の被害が増加していることを指摘した。次に、片野淳彦会員（札幌大学）は、紛争当事者と紛争被災者の区別が曖昧になってきているのではないかと指摘し、上野会員は、それも人道支援機関と紛争当事者の対立の一要因だと回答した。阿部浩己会員（神奈川大学）は、人道支援機関—紛争当事者—紛争被災者の関係を善者—悪者—弱者の三者関係として捉えることの問題を指摘し、これに対して報告者は紛争被災者を議論の中心に位置づける研究に取り組むことの必要性を説いた。

清水奈名子会員の報告は、2003年に発生したスーダン共和国西部のダルフルにおける紛争を扱い、それが「保護する責任(responsibility to protect)」論という新たな規範的概念に表わされる困難な課題を、国際社会に突き付け続けてきた事実をめぐるものである。本報告は国際機構論の枠組みを用いて、このダルフル紛争への国連安全保障体制による対応を検討することで、現在の国連体制による文民の保護機能の分析と評価を試みるものであった。

報告によれば、領域国が人民を「保護する責任」を果たさない場合に、究極的には国連がその責任を果たすという同概念を実施するうえで試金石となったのが、このダルフル紛争であった。少なくとも見積もっても20万人を超える死者を出す惨事へと発展したこの紛争をめぐるのは、さらなる被害を防ぐための国連による迅速な対応が求められていた。しかし、国連とアフリカ連合(AU)

による合同ミッション (UNAMID) の派遣が安保理において決定されたのは 2007 年 7 月のことであり、実際の活動が開始されたのは 2008 年に入ってからであった。この対応の遅れは、「保護する責任」の理念ばかりが先行している国連に、文民の保護機能を果たすことがはたして可能なのかという懐疑と批判を招く結果となっている。以上から、国連において紛争下で犠牲になっている人々を保護するという規範が創出されようとしているものの、他方で国連にはそのための機能や構造が備わっていないという問題が明らかになるのである。

討論者の山田哲也会員 (南山大学) は、報告において問題として指摘された、国連安全保障理事会における大国中心性とその結果としての保護機能遂行の選択性について、各国の合意規範として存在する国際法では、規範の存在とその実施の選択性は常に矛盾するわけではなく、この枠組みのなかでまずは「規範的統治」を構想する必要があることを指摘した。また、普遍的国際機構による強制的介入のみが唯一の実効的な解決策であるわけではなく、AU のような地域機関による役割の重要性についても指摘がなされた。それに対し報告者は、保護機能遂行の選択性と恣意性は、国連安全保障体制全体の正当性を掘り崩し、ひいては国連による規範的統治の

危機に結びつく可能性もあるので、その点について考察し続ける重要性を指摘した。また AU が資金などの面で十分実効的な活動を実施できていない現状では、普遍的国際機構が担う役割は残されているとの見方を示した。

フロアからの質問に入り、石田淳会員 (東京大学) が、シエラレオネやリベリアにおける地域紛争への西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) による介入と安保理における事後的承認の問題を指摘した。西浦直子会員 (国際基督教大学) は国連憲章第 7 章下の強制行動という懲罰的な措置を「保護する責任」という救済的な機能の実施のために用いることへの疑問を提起した。阿部浩己会員 (神奈川大学) が、国連・現地府相勢力・保護される文民という三者の関係を、救済者・悪・犠牲者として固定化する結果、現在の国際政治における構造的暴力の固定化を招く懸念を表明した。池田丈佑会員 (立命館大学) が、「保護する責任」論が構成的な規範として世界政治における基本的な概念枠組みを「変える力」をもつことに注目する見解を提示した。すべてに対して報告者から詳細な回答がなされ、引き続き活発な議論が行われた。

(最上敏樹)

開催校企画部会 I 「多文化共生と平和：地域・日本社会でともに生きるとは？」

司会：増田あゆみ (名古屋学院大)

報告

- 1：姜裕正 (在日本大韓民国民団愛知県地方本部事務局長・組織部長) 「多民族社会到来と在日コリアンの現状と今後」
- 2：賽漢卓娜 Saihanjuna (名城大非常勤講師) 「国際結婚における言語コミュニケーション：都市近郊農村における中国人女性を中心に」
- 3：金城エジウソン・セイエイ (ブラジル友の会会長) 「外国人児童の多文化共生との関わり」
- 4：メアリ・アンジェリン・ダアノイ (名古屋学院大非常勤講師) 「多文化共生プロセスにおける地域住民としてのフィリピン人」

討論：羽後静子 (中部大)、内海愛子 (早稲田大)

本部会では、中部地域における多文化共生をテーマに、中部地域の外国人社会で活動をし、外国人社会の現場を熟知されている 4 人の方に報告を依頼した。

在日本大韓民国民団愛知県地方本部事務局長の姜裕正氏が、「多民族社会到来と在日コリアンの現状と今後」として、外国人労働者が増え続ける日本において、外国人をどう受け入れるのかを考えるためには、在日コリアンに対する人権政策をきちんと解決することが必要であり、在日コリアンに対する政策が、対外国人政策の試金石になるであろうこと、および、外国人との共生には、起こりうる問題に対する包容力が必要であること等の示唆を含んだ報告があった。名古屋大学大学院生の賽漢卓娜女史は「国際結婚における言語コミュニケーション：都市近郊農村における中国人女性を中心に」において、日本の農村に花嫁としてきた中国人女性が抱える日本語コミュニケーション能力の乏しさは、日本語能力を軽視する家族をはじめとする地域の人々の意識にあ

ること、それは、彼女たちを外部情報から隔離し「家」に囲い込もうとする日本の伝統的なイエ制度に基づく文化的背景に起因するのではないかと示唆し、この問題がある限り中国人女性の地域への真の定住は難しく、解決のためには、自治体による日本語修得の権利保障および家族内での中国的価値観の理解等が必至であると報告した。岐阜・美濃加茂地域での外国人児童・学生の就学のための支援活動をおこなうブラジル友の会会長の金城エジウソン・セイエイ氏は、「外国人児童の多文化共生との関わり」において、ブラジルからの日系人を中心とした学生の就学状況についての報告を行い、多くの生徒が高校への進学がかなわず、親の働く工場等へ就職をするが、将来に夢を見ることができずにいること、それが少年犯罪の増加の原因になっていることを訴えた。将来に夢を見ることが出来る活動として、高校への進学のための情報・支援活動、放課後学習支援等をおこなうブラジル友の会の活動の紹介とともに、日系ブラジル人

の子供たちに笑顔があることを目的に活動をおこなっていることを伝えた。名古屋学院大学非常勤講師のメアリ・アンジェリン・ダノイ女史は、"Filipinos as Local Citizens amidst the Multiculturalism Process"で、春日井市がおこなう多文化主義へのとりくみを、地域の外国人支援活動が目的、市およびNGO組織との協同組織である「春日井交流ネットワーク」を例にあげ、地方政府の役割の重要性を紹介し、また、このネットワークに参加するフィリピン系組織 KASAPI (Kasugai Aichi Samahang Pilipino)の活動を通して、日本における多文化共生に対する問題点を、日本の国籍法に基づく制限的な入国管理政策にあると報告した。地域社会での貢献を考慮に入れない狭義の市民権の行使が、在留外国人に対する差別的な見方、およびより多くの問題を起す原因になっていると指摘した。

以上の報告には、二名の討論者から、以下のようなコメントがなされた。

春日井市の外国人の人権問題に関わり、フィリピン人コミュニティと協同して活動をおこなう中部大学の羽後静子教授からは、9・11以降の世界で吹き荒れるグローバル化の中で、中部地域の外国人はその渦中にあると観察できることが述べられ、定住化が進む外国人に対して、自治体レベルでの対応は、進んできているが、外国人を受け入れる側地域における日本人の対応（どの様に外国人を受け入れていくのか）が大きな問題点であること、つまり、日本社会特有の人々を序列化する人々の意識と、東アジアに対する日本人の差別意識が、外国人および外国人女性に対する人々の対応に表れており、この点が今後外国人を受け入れていく中で問われていると述べた。また、外国人居住者が日本社会の中でどの様に力をつけていくのかという点では、言語・言葉の修得が大きな鍵となり、それが社会化につながり、彼女/彼らのエンパワーメントに必要であることが示唆された。早稲田大学の内海愛子教授からは、報告者の4名が日本にいる理由を、日本の戦後における対外国人入国政策の変遷を解説することによって明確にし、入国政策が日本社会の労働力不足を補うためのものであった

ことを、歴史的経緯とともに述べた。また、在留外国人の人権問題に関しては、その解決に向けて、自治体レベルで様々な対策が採られていることが紹介される一方で、地域の日本人が地域での外国人に対する認識が低いことが指摘され、行政サービスをはじめとする対外国人政策を調査し、外国人との共生のために、地域で、自分たちが何ができるのかを考え行動することが、対外国人政策の発展につながることを示唆した。

以上の報告には、主に、次のような質疑が見られた。姜氏の報告に対しては、民族教育に関しての質問があり、日本における在日コリアンの歴史的経緯から、且つアイデンティティに関連しても、民族教育が必須であるとの回答がなされた。賽漢卓娜女史の発表に対しては、農村花嫁が、困いこみを受ける理由について、および中国人花嫁を働き手としてみる農村の考え方についての質問があり、働き手としてしか見ないことが、日本の農村の伝統的な価値観であり、そこに嫁不足の根源があること、且つ、中国人女性の背負う文化的価値観を理解するようにその伝統的価値観を変えることが、農村での多文化共生に必要であると答えた。金城エジウソン・セイエイ氏に対しては、学校から落ちこぼれた生徒に対しての再教育に関して、ブラジル友の会でおこなう活動についての質問があり、これに対しては、落ちこぼれないようにする活動がブラジル友の会の活動であることが、再度説明された。メアリ・アンジェリン・ダノイ女史に対しては、強制送還される危険にあるフィリピン人の親を持つ子供の教育問題についての質問があり、すべての子供に教育を受ける権利があること、および、親の送還の危険におびえ、教育を受けることができない子供たちが出ないことが重要であり、一律的に行使される親の強制送還に問題があること、つまり、日本の入国管理政策：移民政策の再検討の必要性があると示唆した。

本部会は、以上の報告者の力強い現場からの報告に対して、活気のある質疑とともに、充実した部会になることができた。

(増田あゆみ)

開催校企画部会Ⅱ「民際協力と平和：地球の上でともに生きるとは？」

司会：佐竹眞明（名古屋学院大）

報告

- 1：井川定一（アジア日本相互交流センター・ICAN）「それでも、人々と『ともに』」
- 2：藤岡美恵子（法政大非常勤講師、元・反差別国際運動《IMADR》事務局次長）「NGOはオルタナティブ足りうるか？：『パートナーシップ』と政策提言活動をめぐって」
- 3：大橋正明（恵泉女学園大、国際協力NGOセンター《JANIC》理事長）「日本の国際協力NGOの到達点と課題：シャプラニールの経験から」
- 4：堀田正彦（オルター・トレード・ジャパン社代表取締役）「共生と平和を生み出すのは、“わか者・よそ者・ばか者”である」

討論：村井吉敬（早稲田大）

「共生と平和：ローカル・グローバル」という共通テーマに基づく研究集会において、この部会では市民による海外協力と「共生」との関係を議論した。すなわち、

世界の貧困問題や経済格差の縮小に取り組む市民運動、NGO活動においても発展途上国、南の国の人々と「ともに生きる」社会を目指すというスローガンが見られる。

例えば、アジア日本相互交流センター (ICAN) のインターネット・ホームページは『『人々のために』ではなく『人々とともに』』という活動方針を記す。シャプラニールのホームページにもこう記されている。「南、北双方の市民が本当に豊かな社会とは何かを考え、多様な価値観を認め、ともに生きる社会を目指すことが貧困の解決につながる」と。

では、その場合、「ともに生きる」とは何を指しているのか、そもそも経済格差 (中心一周辺関係) が厳然と存在するグローバル社会において、「共生」が成り立ちうるのか、また、成り立ちうるとすれば、どうしたら「共生」は実現できるのか。そうした問題設定に基づいて、部会が開催された。

1. 井川氏はまずフィリピン・マニラ首都圏のゴミ捨て場パヤタスにおける ICAN の保健医療活動を紹介した。劣悪な環境の中で生活する人々を対象にプロジェクトを展開する模様が伝えられた。井川氏によると、「人々とともに」という方針を活動に生かすため、3点を心がけているという。①意思決定において住民に指揮棒をわたす、②柔軟性を保つ、③地域の間人関係を重視する という姿勢である。目的を共有し、ともに行動する事に努めているとのことである。さらに、人々の生活上という活動目的はあるが、同じ夢を共有する人を増やす事も大切だという。ゴミ捨て場周辺で暮らす人々と私たちは絶望的な溝はある。しかし、そうしたギャップに打ちのめされる事なく、溝を認識しつつ、人々とともに事業に取り組む必要があると報告した。

2. 藤岡氏は人権 NGO で活動した経験に基づき、NGO と政府との対話・パートナーシップに関して、違和感を表明した。1990年代以降、日本の NGO は政府との協議に応じ、また、政策提言に努めてきた。しかし、そうしたパートナーシップは限定的な効果しか挙げてこなかったのではないかという。NGO が外務省や財務省と定期協議に応じ、提言しても、政策に反映されてこなかったのではないかというのである。例えば、政府開発援助では、閣僚で構成される海外経済協力会議や、国際協力に関する有識者会議 (外務省諮問機関) が基本戦略を決める。その結果、「国益」を重視する援助路線が形成される。実際、外務省担当者は NGO の主張を取り入れる必要がないとも発言しているそうである。では、どうすべきか。藤岡氏は2点提案する。①官僚に働きかけるのではなく、議会制民主主義に基づき、国会で議論を高めるようにする。②世論に対する働きかけを強化する。政府とのパートナーシップよりもこの2点に集中して、社会運動として NGO は主張の実現を図るべきではないかという。

3. 大橋氏は自ら関わってきた NGO シャプラニールの活動を振り返り、日本の国際協力 NGO の到達点と課題を論じた。1980年代バングラデシュの知人に「日本を変えるのが第一」といわれ、以降、常に日本人の意識を変えることを念頭に活動に関わってきたという。

NGO の課題も紹介される。日本人が現地へ赴き、直接プロジェクトを実施する場合、日本人が主役になり、日本人にとってわかりやすくなるが、現地の人々が下位・受身になりやすい。さらに、日本語でコミュニケーションがなされ、現地の人々が参加しにくくなる。

他方、NGO の二極化が進んでいるという。サービスの提供・プロジェクトの実施に専念し、政府国際機関のパートナーになる NGO。対して、権力や不正義に対してトゲを持つ市民社会の成熟した成員としての NGO。こうした現状において、NGO は現地の人々とのパートナーシップを基本に学びあう、そして、問題の根本原因が先進国に起因する事を再認識しなければならないという。

4. 堀田氏は 1980 年代、フィリピンのネグロス支援に関わり、「今日の給食よりも明日の食糧生産を」、つまり「緊急支援から自立へ」という文脈の中で、民衆交易を始めた経緯を説明。日本の消費者は自分たちの食の安全ばかり考えるのではなく、フィリピンのバナナ生産者の健康や人権も考えなければならない。その意味で、ともに生きる方法は何かを模索してきたと論じる。また、食品というモノと、社会問題・課題というコトとが切り離せない点を強調。オルタナティブの歴史を振り返り、「若者」が歌い、運動を盛り上げ、「よそ者」(日本人に関心を寄せる人) が現地を訪れ、「ばか者」が「無茶をして」、環境にやさしいバナナを日本に輸入するようになったという。

休憩を挟んで、報告者への質問表を受け付けた後、村井氏が次のようにコメントした。

国際協力と共生を考える場合、有識者会議のメンバーや政府と協力関係の深い NGO も呼んで議論する必要もある。また NGO と政府との協議に関しては、NGO が協議に応じても日本の政府開発援助が変わるとは思われない。なぜなら、日本における官僚形成プロセス自体に問題があるからである。政策を変えるには、藤岡氏も指摘したように、志を持った人々が「騒いで」、報道メディアを使った方がよい。

NGO に関しては、存在自体必要なのだろうか。また、その活動が本当に現地社会や相手国にインパクトをあたえたか、問いかける必要がある。先進国 NGO は何をしてきたか、自省すべきである。他方、大学研究者について言えば、NGO を研究の対象にしてはならず、何らかのコミットメントが必要である。この点に関しては大学研究者に市民意識が失われてきた点も関連していると思われる。

その後、各報告者より、質問、コメントに対して、回答する形で発言してもらった。政府とのパートナーシップに関しては、NGO 側による官僚認識が甘い、メディアによる世論形成の方が有効ではないかという意見が出た。他方、すっきりとオルタナティブ (代案) が出せない現状では政府との関係も現実的に対応していかざるを得ない、協議に応じつつ、NGO の主張を迫っていくアプローチもあるという意見も出た。

こうして、NGO が南の国の「人々とともに」という課題を実現するには、プロジェクト現場というマイクロ次元のみならず、政策提言を通じ政府の政策を変えさせる、人々の意識や社会も変えるというマクロ的な課題もあることが明らかになった。

報告者や討論者に意見や傾向の違いは見られた。だが、お互いの意見を尊重しつつ、議論を前向きに進める姿勢が貫かれ、きびきびとした部会となった。

(佐竹眞明)

部会Ⅲ 平和学と教育学の結節点をめぐって：平和教育学の可能性

司会：岡本三夫（広島修道大）

報告

- 1：藤田明史（トランセンド（平和的手段による紛争転換）研究会）「現代平和学の課題：『平和教育学』の形成との関連において」
- 2：竹内久頭（東京女子大）「日本の平和教育の蓄積と課題」
- 3：村上登司文（京都教育大）「海外の平和教育研究の発展段階」

討論：舟越耿一（長崎大）

本部会は都合により報告を掲載できませんでした。

（ニューズレター委員会）

開催校特別企画フォーラム モロ女性リーダーによるフォーラム：紛争下における女性の平和への取り組み

司会：小川玲子（九州大）

報告

- 1：エリン・アニーシャ・カパル・グロ（ミンダナオ国立大マラウィ校）「ミンダナオにおける平和文化を促進するモロ女性の役割」
- 2：アイサ・アカラル（ミンダナオ国立大ホロ校）「スルー女性に対する戦争の影響」
- 3：ニダ・P・ダンス（バシラン州イザベラ市々会議員）「ミンダナオ女性の政治参加」
- 4：マタバイ・ディアマド（フィリピン・イスラム女性協議会職員、イスラム・ビジネス・フォーラム議長）「ミンダナオの経済復興におけるモロ女性の役割」
- 5：シッティ・ハビバ・D・サリップ（ラナオ・バンサモロ青年リーダー）「ミンダナオ平和構築に果たす若者の役割」

討論：石井正子（大阪大）

本企画は都合により報告を掲載できませんでした。

（ニューズレター委員会）

分科会報告

市民と平和

テーマ「G8 サミットから COP10（生物多様性条約締結国会議）へ向けて」

司会：越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）

報告：武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター）「生物多様性条約の育ち方と育て方：市民と国連の協力の40年」

報告：越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）「サミット対抗運動とグローバル・ローカルをつなぐアプローチ」

討論：大橋正明（恵泉女学園大学・国際協力 NGO センター）

この分科会の目的は、2008年7月に行われた洞爺湖 G8 サミットに向けて行われた多くの市民や NGO などの行動と、2010年に名古屋で行われる「生物多様性条約締結国会議」（COP10）へ向けての市民の取り組みをつなげて考え、グローバルな市民の動きがめざすべき方向を議論することであった。

越田清和は、G8 サミットに向けた市民や NGO、社会運動の動きを「対抗運動」と規定し、運動のスタイルやサミットに対するスタンスに違いはあったが、そこには、1) G8 サミットには正統性がない、2) 新自由主

義的グローバリゼーションに対する根底的な批判、という共通認識があったと述べた。とくに、開催地となった北海道でつくられた「G8 サミット市民フォーラム北海道」は「北海道（アイヌモシリ）の問題をグローバルな視点で考える」ことを基本にし、1) アイヌ民族の先住権、2) 夕張市などの財政破綻と「途上国」の債務問題、3) 北海道の軍事化、4) 農業の可能性、などの問題について議論し、政策提言をまとめていった。それは、自分たちの住んでいる地域の歴史をもう一度見つめなおし、植民地主義について考えることにつながっていった。

言葉にすると当たり前のようだが、これは発見のプロセスでもあった。したがって「アイヌモシリ（人間の住む静かな大地）をつくる」ことが、これからの運動の基調となる。それは、1999年のシアトルでのWTO閣僚会議を中止に追い込んだたたかいから10年にわたって広がってきた「グローバル・ジャスティス・ムーブメント」を地域に根差したものに変わっていく新しい展開ともいえる。その基調となるのは、「自然の一部としての人間」という先住民に共通する思想と食糧主権と地域の再建をめざす世界の農民運動の考えではないか、と述べた。

武者小路公秀さんは、「生物多様性」は、正確には「生命の多様性」と訳されるべきであり、そこには文化や暮らしの多様性という人間社会の多様性も当然含まれることを強調し、オルタナティブ（じやなか娑婆）とは何かという根源的な問いを含む報告をした。

「生物多様性条約」が生まれるきっかけとなった1972年の国連人間環境会議は、環境問題に対する世界的な関心を高めた。また国連会議と並行してNGOフォーラムも開かれ、そこには日本から水俣病の患者さんたちも参加し、水俣病が世界に知られるきっかけとなった。国連と市民の協力の一つの成果である。国連人間環境会議のもう一つの大きな意義は「エコ・ディベロップメント（エコ開発）」という考え方を打ち出したことだ。この考えは、開発のあり方そのものを問うオルタナティブな発想だった。この考えの背景には、「解放の神学」を背景にした「南」のキリスト者の開発観（解放としての開発）があった。人間の解放と環境保護を切り離して考えることができないという主張である。

ところがこの主張は、その後「持続可能な開発」とい

う現状の開発を持続させることを前提にした考えに取って代わられるようになった。名古屋で開かれるCOP10を、もう一度「エコ開発」の理念（生命・生活の多様性、ローカルの重視など）を主張する場にはどうか。それが、生命の商品化や先住民の居住圏破壊、生命系の投機的選別化など、賭博場経済によってつくられた危機を克服することにもつながる。またアジアと西欧をつなぐ生命観とは何かを考える機会にもなるだろう。

この二つの報告に対して、大橋正明さんは2008G8サミットNGOフォーラムの運営に関わった経験から、名古屋を中心とする開催地の市民がNGOフォーラムのようなものを準備する際に考えるべき点（結集軸をどうするか、運営メカニズムの透明化、資金、対外関係など）を指摘した。

参加者を交えた議論は、武者小路報告が述べる「アジアと西洋をつなぐ」論理への疑問、名古屋で進んでいるNGOフォーラム的な動き、オルタナティブを考える時に「賭博場経済」がなくなった「健全な資本主義」だけでいいのか、など大きく広がった。

ローカルな市民の運動と「グローバル市民社会」やグローバル・ジャスティス・ムーブメントがどう重なっていくのか、その動きがめざす社会や運動の思想とは何か、などについて議論できなかったが、そのきっかけとなる論点が出された分科会だった。これからも、ローカルな市民・民衆の動きとグローバルな運動をつなげて考えるような分科会にしていきたい。

（越田清和）

環境・平和

司会：郭洋春（立教大）

報告：稲垣聖子（立教大 21世紀社会デザイン研究科比較組織ネットワーク学専攻）「被害者と支援者の協働：水俣の産直活動」

コメント：栗田幸英（愛媛大）、鶴田雅英（原爆の因丸木美術館事務局長）

分科会を始めるにあたって、当分科会の運営母体となっている環境・平和研究会の紹介と代表の交代の報告・挨拶を受けた。

続いて稲垣報告であるが、本報告の目的は、水俣病の被害者が支援者と協働で始めた産直活動が中止に至った経緯について、その原因を分析し、当事者と支援者の役割について検証することであり、その活動が水俣運動の中で果たした役割について考察を試みることである。

まず、被害者支援事業として甘夏が選ばれた理由・背景について報告がなされた。支援者の組織としては財団法人水俣病センター相思社（以下、相思社）が、1974年に設立されたが、財政を寄付によって賄おうとしたが、目標金額には届かず、その結果建設資金に回され運営資金がないところから組織が運営されることとなった。一方、相思社の設立の目的の一つである被害者との協働として甘夏栽培を始めることになった。

他方、被害者の組織としては水俣病患者家庭果樹同志会が結成された。この組織の理念は、被害者が加害者にならないというものであり、さらには甘夏の生産を通して、生産者と消費者との対等な立場を築くことであった。

この生産活動は、開始当初は生産世帯数が19世帯から1989年には60世帯へ。生産量は1978年の約107トンから1989年には約800トンへと増大した。一方で、購入者が増えると、安定した出荷並びに品質を重視せざるを得なくなり、その結果、農薬を使用してしまうなど、市場の論理に巻き込まれるようになり、それが消費者の信頼を失うこととなった。こうした水俣病被害者支援、自立を目指した協働作業は、1989年に幕を下ろすこととなった。

稲垣報告を受けて、栗田・鶴田両会員から以下のコメントが出された。第一に、生産者と消費者との対等な関係を築くということであるが、「対等」とは何か。何に対して対等なのか、ということ。第二に、対等性を作り出す条件は何か。失敗の原因として市場をどう評価するのか。言い換えれば、市場のマイナーチェンジかフルモデルチェンジか。第四に、当事者と被害者の位置づけ。特に、支援グループは当事者なのか。第五に、1989年に失敗支援事業のその後の20年、すなわち今日はどうなっているのか。第六に、協働＝共に生きる、という思想は現在ではどのように生かされているのか。第七に、

甘夏事業に参加できなかった（しなかった）他の被害者はどうなっているのか。最後に、販売と生産との論理は矛盾しているのか。言い換えるならば、失敗しない方法もあったのではないか。

これらのコメントに対して稲垣会員の方から、一つ一つ丁寧なリプライがあった。その後、当該事業の理念と失敗からどのような教訓を学ぶべきかについて、議論を

交わした。特に、消費社会、市場原理に対するアンチテーゼという意味合いがあった水俣被害者支援事業が、事業の拡大と共に市場に巻き込まれ、理念が矮小化していった状況をどう考えるか、について活発な議論が成された。

(郭洋春)

難民・強制移動民研究

司会：小泉康一（大東文化大学）

報告：墓田桂（成蹊大学）「グルジアにおける国内避難民問題：恒久的解決はいかにあるべきか」

討論：池田丈佑（立命館大学）

ここ1、2年の間、高止まりつつも減少傾向にあった国内避難民（IDP）数が、再度増加に転じている。今年発表された統計によれば、現在IDP数は約2600万人と推計される。この数は、ソマリア、旧ユーゴスラビア、ルワンダにおいて紛争が激化していた1993・94年に続く規模である。こうした状況悪化の背景には、近年になって新たにエスカレートしてきた、いくつかの紛争がある。2008年に限ってみるならば、コンゴ民主共和国とグルジアでの情勢が、とりわけ世界的な耳目を集めた例として挙げられるだろう。

秋季研究集会「難民・強制移動民研究」分科会では、成蹊大学の墓田桂会員が、注目を集めたグルジアを事例として取り上げ、現地での調査を交えた報告を行った。グルジアは、ソビエト連邦解体に際し、中央部の南オセチアと西部のアブハジアの二地域において、独立運動に伴った戦闘と強制移動とが発生した国であり、2008年8月に起った、いわゆる「5日間戦争」と併せると約33万人の国内避難民がいる、とされている。墓田報告は、この二地域にまたがって展開される国内避難民問題の状況を明らかにする一方、グルジア周辺における、恒久的な解決の可能性を検討したものであった。

報告ではまず、グルジアにおける強制移動の推移が概観され、続いて、そこでの人びとの暮らしぶりが、パワーポイントを交えて紹介された。この中で墓田会員は、グルジアの国内避難民が、政府所管の「集合収容センター」と、民間セクターの収容施設とに分かれて避難していること、かつての大学寮やホテルが彼ら避難民の住居として用いられていること、また国内避難民保護の取組みについては、民営化の波が押し寄せつつあること、などを指摘した。

次いで報告は、グルジアの国内避難民問題に対する内外の制度的対応について触れ、グルジア政府、内外のNGO、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）という三者の視点から、分析を行った。グルジアは、国内避難

民保護に対する国内制度が、他の避難民発生国と比較しても、相当高度に整備されている国である。報告では、各局面において、国内法や政府の政策指針が、主管官庁によって実施され、またそれらが避難民の生活に影響を与えている様子が、現地調査を踏まえた知見として紹介された。NGOに関しては、現地とノルウェーの団体がそれぞれ事例として取り上げられ、UNHCRについては、避難民発生初期の時点からの活動の説明がなされた。特にUNHCRは、「5日間戦争」後、グルジア政府機関や他の国連諸機関とともに「クラスター・アプローチ」を展開していることが報告された。

以上を踏まえつつ、報告では最後に、避難民の帰還をめぐる問題が取り上げられた。ここでは、「5日間戦争」と並びにロシアによる南オセチア、アブハジアの独立承認という事態の中で、避難民の全面的な帰還の実現は非常に困難であり、また非現実的な対応である、とする見解が示された。そのため報告は、結論として、帰還よりもむしろ、定住・再定住を軸にした対応へと、解決の軸を移すべきである旨の議論がなされた。

この報告に対し、討論者からは、三点がコメント・質問として提出された。詳細は省くが、中でも、副題に挙げられている「恒久的解決」について、再定住策への移行が、本当に適切であるかという、質問がなされた。現実的な対応としての再定住策、という問いには、討論者のみならず、フロアからも同様の質問が出された。その他、フロアからは、隣国との比較を通したグルジアでの事態についてのコメント等が寄せられ、活発な討議が行われた。

本分科会は、異なる学問分野からの様々な研究者が、地域を横断して、問題を比較検討することに特徴がある。報告者とフロアとの間での活発な討議を通して、単にグルジアの状況のみならず、国内避難民問題一般についても、一層理解を深めることができたと思われる。

(池田丈佑)

平和と芸術

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告：福島在行（武庫川女子大非常勤講師）「〈平和博物館研究〉という場はいかに形成できるか：日本における平和博物館研究史とこれから」

本報告は、いかに〈平和博物館研究〉という領域を形成していくか、そのためにはどのような作業が必要かについて考えるための準備作業としてなされた。〈平和博物館研究〉とは、①平和博物館を肯定的に前提とし、②

その展示や活動を検証することを通じて、平和博物館を支える研究領域、という意味で設定し、使用している。報告者がこのような作業を行おうとしたのには次の三つの背景がある。一つ目は報告者が立命館大学国際平和

ミュージアムのリニューアルに携わった際の困難と、それをサポート可能な研究の蓄積がほとんどなかったということ。二つ目は、10年ほど前から提起されている、博物館における表象に対する批判に対して、平和博物館がどのように応えていく／いけるのかということ。三つ目は、平和博物館という場に近年から参与することになった、いわば「後から来た世代」としての自分（そしてこれから参与するであろう人たちが）、そこに研究的・実践的に参与するための基礎作業が必要であるということ。この三つである。

このような背景を受けて本報告は、従来、日本の平和博物館に関してどのような研究がなされてきたのか、その整理と紹介とを中心に報告された。次のような手順と内容である。1) まず、日本において「平和博物館」という層がどのように成立したのか、具体的な研究の整理・紹介に入る前にごく簡単に整理する。ついで、2) 平和博物館を対象としたこれまでの研究を整理・紹介する。その際、研究者自身が検討対象を明確に平和博物館として理解し、自らの研究がそれを支えるものであることを自覚的に意識している研究を重視し、その整理からこれまでの平和博物館の研究の輪郭を描く。そしてその後で、3) として、平和博物館以外の戦争展示に関する近年の研究動向を概観し、そこで提出されているいくつかのテーマが平和博物館にとっても検討すべきテーマである点

を確認し、報告は終えられた。

討論では6人の分科会参加者から質問と意見が提出され、それに報告者が答える形で進行した。まとめると次のような質問が出された。①平和博物館の研究ではなぜ展示や見せ方に関する研究が少ないのか、「平和の礎」を展示論的にどう捉えるか、などの展示論をめぐって。②教育の面から平和博物館をどう活用すべきかなど、活用方法。③平和博物館をどのように研究が支援できるのか。④平和博物館だけでなく他の博物館に関する研究との関係や、何を平和博物館と捉えるかなどの、平和博物館の定義や枠をめぐって。報告者の方からは、ともかく平和博物館に関する研究の量が絶対的に少なく手つかずの部分がたくさんあるので、出された質問や意見に答えるためにもぜひ〈平和博物館研究〉の形成に参与してほしい、と参加者に対して協力を求められた。分科会に参加してくれた人々の中には、教員として平和教育を行う際、平和博物館を活用している人、平和博物館関係者などもいて、例えば、当分科会と平和教育分科会の合同分科会などを、今後開催する必要があるという議論なども出た。このように、平和博物館の研究と実践の問題は、多岐に渡る要素が絡んでいるので、今後、様々な場を作り、議論・交流を深めていく必要性をひしひしと感じる分科会となった。

(福島在行、奥本京子)

軍縮・安全保障

司会：佐渡紀子（広島修道大学）

報告：佐藤史郎（龍谷大学アフラシア平和開発研究センター）「ミサイル防衛の論理：抑止論を中心として」

討論：戸崎洋史（財団法人日本国際問題研究所、軍縮・不拡散促進センター）

佐藤会員による報告は、抑止論の視点からみてミサイル防衛(以下、MD)がどのように位置づけられるのかを明らかにすることを目的とするものであった。報告者は、MD肯定派が指摘する相互補完性の論理は、MDを必要とする真の理由ではないことを指摘し、また、MD否定派が指摘する、非合理的な主体には抑止は機能しないとの理解に基づくMD批判は、MD推進派の論理を十分に批判できていないことを指摘した。その上で報告者は、非対称の脅威や非合理的な主体の存在を前提とする現在において、抑止対象から自国が「逆抑止」される状況が生じることを指摘し、この「逆抑止」状況を打破するためにMDの整備・運用が進められていると結論付ける。すなわち報告者は、MDとは、先制攻撃の余地・裁量を確保するために導入されると考えるべきであるとした。

このような報告者による分析に対して分科会では、ミサイル防衛の有効性についての肯定論・否定論両者の立場から意見が提起され、活発な議論が展開した。

まず討論者からは抑止とは複数のアクターによる相互のプロセスであり、冷戦期においても現在においても一貫して、

相手からの抑止(=逆抑止)の存在を念頭において組み立てられた論理であること強調したうえで、抑止と強要を区別して議論する必要性が指摘された。さらに、冷戦期の米ソ間で想定されていた相互抑止と、今日語られる相互抑止が同じ性質のものであるかは、さらに慎重に分析する必要がある点も、付言された。

また、参加者からはMDがもつ矛盾性を重視する立場から、MD推進派の分析に批判が提起された。特に米国によって提示されるMDの有効性の議論は、脅威の源泉に混乱がみられる点、軍備拡張競争につながる論理であることが、強調された。さらに今日において抑止を議論する際には、道徳的不均衡の視点も盛り込む必要があるのではないかという提案や、MDを利権の観点から分析する必要性も、提起された。そのうえで分科会では、「逆抑止を破壊するMD」という評価が可能であるという報告者の結論に対して、このような考え方をを用いることで核拡散が進む現在において、核開発の動機を説明することが可能になるとの意義づけが行われた。

(佐渡紀子)

ジェノサイド研究

司会：石田勇治（東京大学）

報告：吉村貴之（東京外国語大学アジア・アフリカ研究所非常勤研究員）「アルメニア人虐殺」

分科会「ジェノサイド研究」では、2008年度春季研究集會に引き続き、ジェノサイドの具体的な事例を検討

した。今回は吉村貴之氏に報告を依頼し、第一次大戦中、1915年4月にオスマン帝国下で始まったアルメニア人

の追放と虐殺をテーマとして取り上げた。

オスマン帝国下でのアルメニア人の追放と虐殺は、アルメニア近現代史上最大の事件と目されている。しかし、この事件のとらえ方をめぐってはアルメニア人社会とトルコ政府の間で合意が全くなく、いまだにアルメニア＝トルコ間の政治問題となっている。そのため、研究者も自らの政治的立場を立証する議論に陥りがちであり、V・ダドリアンを中心とする欧米のアルメニア系の研究者がこれを「ジェノサイド」だったと主張する一方、E・ウラスらトルコ人研究者はこの発端を「アルメニア人のテロリズム」に求め、虐殺の事実そのものを否定している。

アルメニア人虐殺が、宗教に基盤をおく多民族多宗派帝国であったオスマン帝国がトルコ共和国という国民国家に転換する過程で起こった事件であることは論を俟たない。とはいえ、第一次大戦前夜、パン・テュラン主義という人種イデオロギーは「統一と進歩」委員会(青年トルコ党)の関係者に確かに浸透しはじめてはいたものの、なぜとりわけアルメニア人が移送や虐殺の対象となったのかについては、潜在的第五列を排除するというロシア攻略上の必要性や、戦争遂行のための労働力確保という戦略的要因を考慮しなければ説明がつかない。この点で、第一次大戦中の事件は、総力戦という軍事的要請の下で政府が住民を選別したうえで移送・殺害したものであったと考えられ、自然発生的で民族紛争の色彩の強い19世紀末のいわゆる「第一次アルメニア人虐殺」とは性質を異にする。なお、第一次大戦中のアルメニア人虐殺に、ドイツ人軍事顧問団の関係者が影響を与えたとと思われる点は興味深い。顧問団の軍人がエンヴェルやタラートら「統一と進歩」委員会に与えた指示は現在のところ具体的に確定されていないが、アルメニア人に対する措置が単にオスマン帝国首脳部による絶滅政策だっただけでなく、顧問団の要求でもあった可能性を示唆する事実もある。

吉村氏の以上の報告に引き続いて行なわれた質疑応答では、参加者からコメントや質問が活発に出され、時間を超過するほどに熱心な議論が行なわれた。主要な論点のひとつは、ジェノサイド条約の規定に照らして考えた際にアルメニア人虐殺をジェノサイドと認定しうるかという問題である。吉村氏は、特定の住民の選別と殲滅への意図がオスマン帝国にあったことは、総力戦下で労働力としての有用性を基準に住民が選別されたこと、西欧への情報伝達を恐れて移送の対象をアルメニア正教徒に限定したことなど、いくつかの傍証から確認できるとした。

そのうえで吉村氏が指摘したのは、アルメニア人虐殺

が国際法上ジェノサイドにあたるかどうかという判断以上に重要なのは、虐殺の全体像の解明だということである。事件前後の事実関係には今も不明な点が多く、アルメニア人虐殺の全容は十分につかめているとは言いがたい。議論の二つ目の焦点となったのは、事件の実証的検証に関わるこうした問題だった。たとえば「移送」と「殺害」の境界について考えてみても、移送の際に大量の犠牲者が出たことは確かだが、現在の研究状況では、バグダット鉄道建設の労働力確保のための移送の対象者、直接的な暴力行為による死傷者、悪条件下での衰弱等による犠牲者の割合はそれぞれどの程度だったか、当初から殺害する意図があったのか、それとも官憲による移送に対してアルメニア人が抵抗するなかで殺害にいたったのか、などの個別の問題に対して正確に答えることは必ずしもできない。事件の背景をなすイデオロギーとして指摘されることの多いパン・テュラン主義についても、その影響力の大きさ、時期的な変容の様相、アルメニア人以外の非トルコ系住民に対するオスマン帝国首脳部の態度などがより精密に検証されなければならない。

問題は、こうした未解決の点に対して、現状では必ずしも冷静な議論がなされていないことである。その原因はこの問題を取り巻く国際状況にある。2005年9月には欧州議会がトルコのEU加盟の条件として歴史認識上の問題の解決を要求した。近年、トルコでも、対アルメニア経済封鎖の緩和、アルメニア人虐殺をめぐる言論への表立った弾圧の弱まりなど、融和への兆しともとれる動きが見られる。しかし、1970～80年代のアルメニア人過激派によるテロ活動以来、反アルメニア宣伝を繰り返してきた経緯や「兄弟国」アゼルバイジャンへの配慮もあって、トルコがすぐに謝罪、和解へと向かう状況にはないことは吉村氏も指摘していたとおりである。また、出席者のコメントとして近年のアルメニア事情の紹介があり、政治的、経済的配慮からアルメニア新政権にもトルコとの融和を求める傾向が見られるが、国民感情の点でアルメニア側にも難しい問題が残っているという指摘があった。

20世紀の大規模化した大量殺戮を現代ジェノサイドとよぶならば、アルメニア人虐殺は、時期的にその原型ともみなしうるものであり、世界史上も重要性が高い。トルコ＝アルメニア間の最大の歴史問題として政治的に扱い難い問題であるからこそ、第三者の手による解明が必要なのではないかという吉村氏の意見が印象的だった。

(川喜田敦子)

憲法と平和

テーマ「自衛隊イラク派兵差止等請求事件・名古屋高裁判決について」

司会：君島東彦（立命館大学）

報告：小林武（愛知大学）「判決の違憲論・平和的生存権論の意義」

池住義憲（自衛隊イラク派兵差止訴訟の会）「われわれはいかにして判決を勝ち取ったか」

討論：飯島滋明（名古屋学院大学）

戦後日本では、日本国憲法の平和主義（前文の平和的生存権+9条）に基づく法体系と日米安保条約に基づく

法体系の「2つの法体系」が相互に矛盾・対立しつつ並存してきた。そして、憲法の平和主義の側から駐留米軍

および自衛隊の存在・活動の違憲性を争う数多くの訴訟が提起された。1950年代に駐留米軍の違憲性を争った砂川事件、1960年代70年代に自衛隊の存在の違憲性を争った恵庭事件、長沼事件、百里事件等は、9条2項違反を争った「2項訴訟」であった。それに対して、1990年代以降の湾岸戦争支出・掃海艇派遣訴訟（「市民平和訴訟」）、PKO訴訟等は、9条1項違反を争った「1項訴訟」であった。恵庭、長沼、百里事件の当事者が自衛隊の演習場や基地の存在によって生活を脅かされる「農民」であったのに対し、1990年代以降の「1項訴訟」の原告は、自衛隊の活動によって戦争に加担することに耐えられないと感じる「市民」であることは特徴的である。

2003年、イラク特措法に基づいて、自衛隊がイラクに派兵されると、これを憲法の平和主義（平和的生存権＋武力行使の禁止）の観点から容認できないと考えた市民数千人が、自衛隊イラク派兵の違憲確認、派兵差止、損害賠償を求めて、全国で11の地方裁判所に訴えを提起した（「イラク平和訴訟」）。名古屋地裁で敗訴し、名古屋高裁に控訴された事件において、名古屋高裁は、最終的に控訴を棄却しつつも（市民側敗訴）、判決理由の中で、航空自衛隊の空輸活動は武力行使にあたり、イラク特措法2条2項、同条3項、さらに憲法9条1項に違反するという判断を示した。また、判決は、原告市民らの訴えの根拠である憲法前文の平和的生存権は裁判において救済可能な具体的権利であると認めた（本件ではそれが侵害されたとまではいえないので控訴が棄却された）。この2008年4月17日の名古屋高裁判決は、控訴人・市民側の敗訴、被控訴人・国の勝訴であるため、国からは上告できず、市民側控訴人が上告しなかったため、確定した。憲法9条違反という裁判所の判断が確定したのは、違憲審査史上初めてである。市民側敗訴にもかかわらず、9条違反の判断、平和的生存権の具体的権利性の承認を含んでいる点で、この判決は平和主義をめぐる憲法訴訟の大きな成果というべきものである。

そこで「憲法と平和」分科会では、「イラク平和訴訟」の名古屋における原告のひとりであり、また自衛隊イラク派兵差止訴訟の会の代表として、名古屋高裁判決を勝ち取る原動力であった池住義憲氏と、名古屋訴訟で憲法学者の立場から裁判所に意見書を提出した小林武氏に、名古屋高裁判決の意義とこの判決を勝ち取った市民運

動の特徴について報告してもらった。

池住氏の報告は、3000人を超える市民が原告になった「イラク平和訴訟」の平和運動、社会運動としての特徴を明らかにするものであった。これまで日本の平和運動、憲法訴訟は労働組合などの組織的支えによってつくられるものが少なくなかったが、「イラク平和訴訟」はひとりひとりの市民個人を基礎としてつくられる自発的で平等なアソシエーションの性格を持つもので、日本における平和運動、社会運動にとって示唆的であると思われる。今回、違憲判決を獲得できた背景には、個人を尊重し、配慮深く、粘り強い地道な運動があったことがよくわかった。この運動は市民個人の法的権利の実現を重視するものであって、決して政治主義的でなかったことが印象深い。池住氏は最後に「違憲判決を勝ち取ることでできた第1の要因は何だとおもうか」と尋ねた。池住氏の答えは「国を訴えた原告がいたからだ」というものであった。筆者もまったく同感である。

小林武氏は平和的生存権論に関する第一人者であり、1990年代の「市民平和訴訟」、そして今回の「イラク平和訴訟」において、裁判所に鑑定意見書を提出している。端的に言えば、池住氏と小林氏の2人が名古屋高裁判決を勝ち取る原動力だったのである。小林氏の意見書を通じて、深瀬忠一氏をはじめとする日本の憲法学の理論的到達点が名古屋高裁判決に流れ込んでいるというべきであろう。小林氏の報告は、名古屋高裁判決を平和主義をめぐる憲法訴訟の歴史の中での確に位置づけて、その意義を明確に指摘するものであった。この判決——「青山判決」——を政治的センスのよい判決と見る向きがあるが、小林氏は「政治に右顧左眈しない法的判断に徹した裁判官」の誠実さを高く評価している。小林氏によればこの判決をもたらしたのは、「憲法を守る永年にわたる民衆運動の努力、原告の団結、弁護士団の力量、学者の協力、そして裁判官に人を得たこと。全国の人々の努力が名古屋で結実。憲法裁判運動の成果と政治の舞台での主権者としての活動との結合」であるという。

2人の報告に続いて、飯島滋明氏が討論者として、現在の日米同盟の問題点、自衛隊に対する文民統制の危機、憲法適合的な国際貢献のあり方について問題提起をされた。その後、報告者と分科会参加者との間で活発な意見交換がなされた。

（君島東彦）

【前号で掲載できなかった2008年春季研究大会での分科会報告を以下に掲載します。】

発展と人間の安全保障

司会・討論：原田太津男（中部大学）

報告：原田幸憲（山口大学大学院東アジア研究科）「東アジア工業化過程における福祉レジームとその変化：A.K.センのセキュリティ概念を軸にした分析と論点の抽出」

本報告は、東アジア工業化の過程における政府の役割にかんする研究サーベイにもとづき、産業政策のみならず、とりわけ1997年のアジア危機以降、社会開発ならびに社会保障への言及がなされるようになった政策研究の変化を背景に、A.K.センのセキュリティ概念を軸に、アジアの工業化過程を再検討し、近年注目を集める東ア

ジアの福祉レジーム論を評価することを狙ったものである。

本報告の概念的な柱は、センの2つのセキュリティ（保護的なセキュリティと促進的なセキュリティ）ならびに公共行動である。センの議論は、周知の通り、政府の公共行動によって工業化を促進するような人間開発

が行われた結果、経済制度と社会制度の補充関係が創出され、セキュリティという点から見れば、経済発展を実現するなかで所得の増加を通じて促進的なセキュリティが実現したという特徴がある。

また東アジアの福祉レジーム論は、主にアジア NIEs（韓国、台湾、シンガポール）を念頭に、生産主義的な福祉資本主義という特徴があると考えられる議論である。ホリディらによれば、そのレジームは強制的政治体制を正当化する手段、福祉ミックスにおける政府比重の低さ、そして経済開発政策との強い結びつきを通じて、実現した。

報告者によれば、上記参加国の工業化の時期とは異なり、いっそうグローバル化の進んだ現在、雇用と所得の増大を通じて社会的な原資を確保する戦略はますます採りづらくなっている、その議論をそのまま現在の東アジアに適用できないという。若かった人口構成は高齢化し、急激な都市化が進行し家族への福祉供給が当てにできない状況が生まれ、また民主主義の成熟は強権的政治手法を許容しにくくなっている上に、福祉の要求も

高まっている。結論では、こうした与件の変化を折り込んだ社会開発や人間開発論方向の必要性が示されたのである。

討論者からは「野心的な」構成のためにややいくつかの概念混乱していること、また結論には反対しないが、できれば結論部分から、つまり現在の課題から研究を進めてほしいといったコメントがなされた。参加者からは、人間の安全保障論の問題点と同じく、福祉というときに国家レジームを前提にするならば、旧来の先進国福祉国家とアジアのレジームと何が異なるのか不鮮明であること、国家に代わるセキュリティの供給のオルタナティブは何かを検討する必要があるのではないかとということが指摘された。また福祉と国家権力との相克に関する観点が弱い点も指摘された。

旧来のセキュリティ概念と人間のセキュリティの概念の関係については、依然として明らかにできていないことが多い。伝統的な概念史の検討とならんで、地域ごとの制度史を含み込んだ整理が必要であると感じた。

(原田太津男)

グローバルヒバクシャ

テーマ「フランス核実験問題」

司会：竹峰誠一郎（早稲田大学・院生）

報告：真下俊樹（緑の政策研究家、神戸市外大・国学院大非常勤講師）「フランス核実験被爆者の権利回復運動」

討論：尾立要子（東京外国語大アジアアフリカ言語文化研究所・共同研究員）

フランスの核実験問題をテーマに分科会を開催した。グローバルヒバクシャ分科会が、仏の核実験問題を取りあげたのは初めてのことであった。仏核実験被害者団体とのネットワークをもち、仏語にも堪能な真下俊樹氏が、報告をおこなった。仏核実験被害者の問題を包括的に理解し、かつダイナミックな最近の動きを知る貴重な機会となった。続いて仏海外領土政策に詳しい尾立要子氏から、植民地主義に引きつづけた討論が展開された。以下、真下報告の要訳である。

仏は1960～96年に計210回の核実験を行った（サハラ砂漠で大気圏4回、地下13回／仏領ポリネシアで大気圏46回、地下147回）。実験に動員された仏本国の軍人・科学者・技術者は計約7万7千人にのぼると言われ、他に多数の労働者が現地採用された。仏政府はこれまで核実験の人体・環境への影響を一切否定しており、核実験関連の情報は、「国防機密」としてほとんど公表されてこなかった。

しかし、1990年代半ばごろから市民団体による被害者の掘り起こし運動が始まり、被害者団体として、2001年に仏本国で「核実験退役軍人協会（AVEN）」、仏領ポリネシアで「モロア・エ・タトゥ協会（MeT）」が、2003年にアルジェリアで「アルジェリア・サハラ砂漠仏核実験被害者協会（AAVENF）」が設立された。

仏本国では、AVENを中心に、現在の罹患している疾患が核実験の放射線被曝に起因するとして補償（恩給給付）を求める訴訟が300件以上係争中である。すでに地方裁判所レベルで数十件の勝訴判決が出ているほか、8件で勝訴が確定している（2008年5月現在）。

仏領ポリネシアでは、ポリネシア議会による調査で放

射性降下物が居住地域にもった事実が明らかになった。不安定な政権の下ながら、仏政府との交渉により元実験場の除染工事、元労働者と住民の医学調査が始まり、2008年5月には、初の補償請求訴訟が提訴された。

アルジェリアでは、2007年2月にアルジェリア政府主催で「国際核実験被害会議」が開かれ、仏政府に対する調査・除染・被害者補償の要求が可決された。2007年12月、サルコジ仏大統領は、サハラ砂漠で核実験環境影響調査を行う用意がある旨を発表した。AVEN、MeT、アルジェリア政府の三者は、共同して仏政府との交渉を進めている。

■研究会報告■

分科会の母体となっているグローバルヒバクシャ研究会では、平和学会の分科会とは別に、4月から8月にかけて計4回、以下のような研究会を広く市民にも公開して開催した。

◆第12回研究会 08年4月20日（共催：明治大学軍縮平和研究所）

シンポジウム 小さな島国から世界をみつめる

[パネリスト] 中原聖乃（中京大学非常勤講師） 齊藤達雄（東北公益大学教授） 長澤克治（共同通信社社会部次長） 竹峰誠一郎（和光大学非常勤講師）

◆第14回研究会 08年7月21日 高橋博子氏 日本平和学会・平和研究奨励賞受賞記念

[講演] 高橋博子（広島平和研究所研究員）「封印されたヒロシマ・ナガサキ」

◆第15回研究会 08年8月4日

[ドキュメンタリー映画上映]「ビキニの海は忘れない」（1990年、森康行＝監督）

[問題提起] 山下正寿 (高知県ビキニ水爆実験被災調査団) 「もう一つのビキニ水爆被災: 太平洋上の船舶の被災を追って」

◆第16回研究会 08年8月6日 仏元核実験場 アルジェリアはいま ~アルジェリアから「サハラ砂漠仏核実験影響調査班」委員を迎えて~

[映画上映] サハラ砂漠仏核実験をテーマにしたアルジェリアの国営放送上映

[解説] アンマール・マンスーリ (アルジェリア核科学技術学会会長、「サハラ砂漠フランス核実験影響調査班」委員)、アンマール・ジェファル (アルジェ大学政

治学部教授、「サハラ砂漠フランス核実験影響調査班」委員)

[通訳] 真下俊樹

■その他■

「平和の棚」のブックフェアが、8月1日から10月31日まで行われているジュンク堂書店新宿店で9月4日、分科会の共同代表を務める高橋博子と竹峰誠一郎が、「封印されたヒロシマ・ナガサキ・ビキニを結ぶ—グローバルヒバクシャの視点から」と題した対談をおこなった。

(竹峰誠一郎)

軍縮・安全保障

テーマ「通常兵器の軍縮・軍備管理と冷戦後の『市民社会』」

司会: 佐渡紀子 (広島修道大学)

報告: 嘉指信雄 (神戸大学) 「劣化ウラン兵器禁止国際キャンペーンの現在」

報告: 林明仁 (東京大大学院) 「オタワプロセスの成功: ICBLの内部構造の視点から」

報告: 榎本珠良 (東京大大学院) 「還流し交錯するまなざし: 心理学化した開発・紛争ディスコースと

IANSA・CAC」

討論: 佐藤丙午 (拓殖大学)

嘉指会員からは「劣化ウラン兵器禁止国際キャンペーンの現在」と題して、進展する劣化ウラン規制に向けた市民社会の活動状況の分析が提示され、林氏からは「オタワプロセスの成功—ICBLの内部構造の視点から—」として、オタワプロセス成功の背景にICBLがその意思決定プロセスや構成主体を変化させたことがあった点が指摘された。そして榎本氏は「還流し、交錯するまなざし—心理学化した開発・紛争ディスコースとIANSA・CAC—」として、小型武器・通常兵器に関す

る1990年代以降の取り組みと市民社会の活動を、開発・紛争ディスコースを用いながら分析した。

報告内容、ならびに報告者・討論者・参加者との議論から、軍備管理・軍縮分野における市民社会の役割とは、多様な視点から分析され、また、現場での実践に根差した分析が重要となる段階にきている点がかかびあがったといえる。

(佐渡紀子)

地区研究会報告

北海道・東北地区

学習会「国連・先住民族権利宣言の意義: 反植民地主義の視点から」

2008年11月14日 (金) 午後6時30分より

北海道環境サポートセンター (札幌市中央区北4条西4丁目)

講師: 武者小路公秀さん (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター所長)

主催: 日本平和学会北海道地区研究会、さっぽろ自由学校「遊」、ほっかいどうピースネット

2008年度第1回日本平和学会北海道地区研究会

「平和の学びとは何か: 大学と平和教育」

2008年12月13日 (土) 午後2時~5時

北海道大学W棟 (人文・社会科学総合教育研究棟) 202号室

報告: 萱野智篤 (北星学園大学) 「北星学園大学における平和学の実践」

報告: 小田博志 (北海道大学) 「人類学と平和」の授業経験から」

報告: 越田清和 (さっぽろ自由学校「遊」) 「若い世代に戦争をどう伝えるか」

コメント: 片野淳彦 (札幌大学)、箱山富美子 (藤女子大学)

(越田清和)

中部・北陸地区

2007年度第2回日本平和学会中部・北陸地区研究会が2008年1月12日 (土) 15時30分~19時にかけて開催された。場所は名古屋市内、愛知大学車道校舎本館

13階会議室である。テーマは「東アジアの安全保障における9条の機能」である。

司会は鈴木規夫(愛知大学)、問題提起者は佐竹眞明(名古屋学院大学)、真水康樹(新潟大学)、佐藤元彦(愛知大学)、河辺一郎(愛知大学)である。

研究会の趣旨は次の通りであった。日本国内問題としてのみ捉えられがちな、日本国憲法第9条の示す日本の世界政治における位相を、新たな視座からさらに深く考えていくべき現代。そこで、2007年9月11日に実施した研究会に引き続き、東アジア全体の安全保障と9条との関係、主にその具体的な「機能」をめぐる諸問題を掘り下げたい(鈴木規夫氏による開催案内より)。

テーマをめぐって問題提起者各自から約15分程度の問題提起を行い、その上で大いに議論を交わした。各問題提起者による報告は次の通りである。

佐竹「アジアから見た日本国憲法9条」：憲法の内容に触れた後、アジアから見た日本国憲法と題し、アジア太平洋戦争＝日本軍の侵略・占領によるアジア諸国の被害、戦後の日本アジア関係を論じた。その上で、アジアの諸国や人々から日本に対する不信感がつづくのは根本的には日本政府が戦争責任に対して、十分な補償、対応をしてこなかったからではないかと指摘。そうした状況における改憲に対しては、アジアの人々から疑問の声が出ていと論じた。

真水「日本の憲法9条改正に関する中国での学術研究」：中国における学術情報データベースに基づき、日本の憲法9条改正に関する学術研究をサーベイ。特に5本の論文の精読に基づき、分析内容を紹介した。改憲論の台頭した背景、改憲論の新しい特徴、9条改正をめぐる争点の変化、憲法と現実との乖離プロセス、改憲志向

の国際・国内的背景を中国の研究者たちがどのように分析しているか、紹介した。興味深い論文の指摘として、改憲によって、2度と軍国主義の道を歩まないと言言してきた日本の歴代首相の保証が根底的に説得力を失うという主張があるとのことだった。

佐藤：憲法9条の精神と現実との乖離をまず指摘。日本の安全保障や経済発展はアジアや沖縄などの犠牲の上に成り立っている側面がある。その意味で安全保障や経済発展は一国だけの視点では考える事ができない。また、自治体による非核都市宣言にふれ、護憲運動が憲法の精神を世界に広める努力をどれだけ行ってきたか、疑問を呈した。その上で、護憲運動の重要性に触れた。また、非武装の憲法を持つ中米のコスタリカとももって連携を深めるべきではないかと論じた。

河辺：憲法9条と日本外交について、問題提起。憲法9条は1952年の講和条約発効、60年の日米安保条約の締結などによって、空洞化してきた。しかし、外交政策の中で、9条の精神を具体化することが重要である。90年代以降も「国際貢献」「集団安全保障」というレトリックの中で、9条のいつそうの空洞化が進んだ。だが、平和外交、軍縮という形で9条の理念を外交政策によって、具体化することが今こそ必要ではないかと論じた。

各問題提起の後、日本外交、戦争責任・賠償、中国の論調などに関して、議論が深められた。一昨年9月に続き、07年度に2回目の研究会が開催された点に関して、愛知大学の鈴木規夫氏の尽力に感謝申し上げたい。(一部敬称略)

(佐竹眞明)

中国・四国地区

2008年度中国・四国地区研究会

「グローバル化時代の平和研究機関：その役割とは何か？」

2008年10月28日

広島市まちづくり市民交流プラザ会議室

司会：小柏葉子(広島大学)

報告：岡本三夫(岡本非暴力平和研究所所長)

Tarja Vayrynen(タンペレ大学平和研究所前所長)

松尾雅嗣(広島大学平和科学研究センター前センター長)

中国・四国地区研究会では、上記の要領で、2008年度の研究会を、フィンランドのタンペレ大学平和研究所の所長を退任されたばかりのTarja Vayrynen氏(現在は、タンペレ大学社会研究所教授)をお迎えして、広島を拠点とする岡本非暴力平和研究所所長の岡本三夫会員、広島大学平和科学研究センターの前センター長であ

る松尾雅嗣会員とともに、グローバル化が進む今日において平和研究機関はいかなる役割を果たすべきなのか、をテーマに、パネル・ディスカッション形式で開催した。パネル・ディスカッションでは、北欧の平和研究の歴史の変遷とその特徴、大学における平和研究機関の位置づけ等、Vayrynen氏の報告と、岡本会員および松尾会員による日本の平和研究の流れ、平和研究機関のあり方といった報告が呼応する形で、フィンランドと日本それぞれにおける平和研究機関の共通性と異質性が浮き彫りになり、グローバル化時代の平和研究機関の役割について考える上で、きわめて興味深い手がかりを得ることができた。

今回の研究会は、海外からゲストをお迎えした関係上、平日の夕方に開催したため、参加者が多くなかったところから、次回は、週末に開催し、遠方からの会員にも参加していただけるよう工夫したい。

(小柏葉子)

総会議事要録

第18期第2回総会

日時：2008年11月22日（土）14：40～

場所：名古屋学院大学白鳥学舎102教室

報告事項

1. 会長報告
2. 各委員会報告
3. 各地区研究会報告
4. 2008年度秋季研究集会について
5. その他

審議事項

1. 2009年度春季研究大会について
2. 「分科会責任者連絡会議」（仮称）の設置について
3. 若手研究者の研究会について
4. 新入会員の承認（会員消息参照）
5. その他

理事会議事要録

第18期第3回理事会

日時：2008年11月21日（金）18：00～

場所：名古屋学院大学白鳥学舎3階307会議室

第18期第4回理事会

日時：2009年1月30日（金）18:15～21:30

場所：成蹊大学10号館第二中会議室

会員消息

事務局からのお知らせ

所属先・住所変更の届け出について

転職や就職、卒業に伴い、所属先や住所が変更となった会員は、随時、変更内容を学会事務局にお伝えください。最新の所属先や住所を知らされていないため、事務局から大会案内やニューズレター等の重要なお知らせを郵送できない事例がしばしばあります。お手数ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会員名簿作成への協力について

今回、名簿作成のためのアンケートを同封しました。

最新の情報と公開を希望される範囲を事務局までお知らせいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

遅延金のお支払いについて

今回のニューズレター・春季研究大会の案内の送付にあたり、一部の会員に対して遅延金のお支払いをお願いしました。当学会は学会員からの会費で運営されており、会費納入の遅延は円滑な学会活動の支障となっています。何とぞ誠意あるご対応をお願い申し上げます。

(墓田桂)

企画委員会からのお知らせ

2009年度秋季研究集会

自由論題部会の報告希望者を募集します

日本平和学会では、2009年度秋季研究集会における自由論題部会での報告希望者を募集します。

開催日：2009年11月28日(土)～29日(日)

場所：立命館大学 http://www.ritsumei.jp/index_j.html

※自由論題部会の開催日は、通例では初日の午前中ですが、現在のところは未定です。

応募可能な方

応募の時点で日本平和学会会員または入会申請中の方

応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先(e-mailアドレスを含む)、報告タイトル、報告の概要(1000～2000字程度)を記し、下記の日本平和学会企画委員会

委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

また、報告に関連する業績が既におありの方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

締め切り

2009年6月15日(月)

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否は2009年7月中旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬 471

新潟県立大学国際地域学部

黒田俊郎 (日本平和学会第18期企画委員会委員長)

kuroda@int.nicol.ac.jp

(黒田俊郎)

エッセイ 平和研究あれこれ

「ともに生きる」ということ

佐竹眞明

「ともに生きる」とこと平和はどうつながっているのだろうか。

ともに生きるという言葉は口当たりのよい言葉である。日本における外国人の人権問題を考えると「共生」といっても、むなし。事実、ある在日外国人はこの言葉をあまり好きではないと語っていた。

また、日本の国際協力 NGO は、南の国の「人々とともに」とか、「南、北双方の市民が...ともに生きる社会を目指すことが貧困の解決につながる」といったモットーを掲げている。しかし、世界経済において、著しい経済格差が存在する中で「共生」などできるのだろうか。

今回、「共生と平和」と題して、2008年度秋季研究会集會を開催するにあたり、あれこれ考えた。そして開催校企画として、「多文化共生と平和」、「民際協力と平和」という2つの部会を設けた。それらの部会から何が見えてきたか。以前から考えてきた事と重ね合わせて、以下に記してみたい。

まず、共生とは前向きな発想である。たんに物理的、空間的に社会、または地球の上で生きるという意味だけでとらえてはなるまい。差別をなくしていく。格差を縮めていく。権利を尊重、保障する。そうした積極的な意味を含めなければいけないと思う。

だから、在日外国人との共生においては、地方自治体や総務省による「多文化共生」施策・提言だけでは不十分だと感じる。確かに、そうした施策に含まれる教育、学習、健康保険、年金、就労などへのサポートも大切である。しかし、踏み込んで考えると、地方参政権は永住外国人にさえ認められていない。地方公務員採用・昇格でもいわゆる国籍条項により、「日本人」に限るという差別が残っている。差別を続け、権利を踏みにじっておきながら、共生といってもむなし。

他方、民際協力において、南の国における個別のプロジェクトにおいて、「人々とともに」という姿勢を貫くだけでは不十分だろう。「国益」を重視する日本政府の援助路線や、閉鎖的な日本人の意識を変える。また、北の国と南の国の格差の構造を見据え、その格差を埋めることにも取り組む。そうしたマクロの視点も不可欠である。

こう見てくると、地域社会でも地球社会でも、ともに生きるとは、構造的暴力の問題と関わっているように思われる。構造的暴力とは差別、偏見、貧困、抑圧、暴力

といった共生を阻む現実とも言い換える事ができよう。共生に向かうためには、こうした構造的暴力を取り除かなければならないとあらためて感じた。

では、どうするか。以前、日本に在住するフィリピン人研修生に対して、支援をした経験がある。彼らは不当・不法に低賃金で働かされていた。居住していた寮の食事では肉が半分腐っていた。さらに、他の工場で働くフィリピン人研修生と会ってはならないと会社に命じられていた。つまり、彼らは権利を持った人間として扱われていなかった。私たちはフィリピン人たちに同情しながら、友人たちとともに事態改善に取り組んだ。外国人労働者を支援する市民団体、労働組合の手も借りた。友人や手を差し伸べる団体のメンバーには事態に対する怒り、闘うフィリピン人に対する共感があった。さらに、根底には人に対するやさしさがあったように思う。

青臭いことを書いているかもしれない。しかし、「共生」をつくろうとしている人々には何か、人としてのやさしさを感じる事が多い。神奈川県川崎市で在日コリアンを含む外国人住民の権利拡張に取り組んできた市職員。静岡県浜松市でブラジル人をはじめ外国人児童の教育支援に取り組む市職員。自治体による「多文化共生」施策を調べる中でお話を伺った方々は多忙な業務に追われつつ、人としての共感、やさしさを失っていないように見受けられた。

このニューズレターを読む人々には大学や高校といった教育機関に携わる人々も多かる。平和に関係する教育に取り組むつつ、いろいろな雑用・職務に追われる人も多いだろう。そこでふと、自分を振り返る余裕がほしい。やさしさ、共感、寛容、そうした気持ちがい失われていないだろうか。自戒の念をこめて銘記したい。そういう価値観こそ、「共生」もしくは「平和」につながるのではないかと。

共生を阻む様々な現実に対する憤り、怒りとともに、あるいはその根底に「ともに共生を阻む現実を変えて、生きよう」という気持ちが必要だと思う。それは「やさしさ」「共感」とも言い換えられよう。単に一緒に生きようではない。「やさしさ」「共感」を基底に据え、構造的暴力の解消・除去に努める。この辺に「共生」と「平和」の接点があるのかもしれない。

(名古屋学院大学教授)

やんばるの森で座ってみませんか

阿部小涼

この原稿はこれでもう3回目の書き直しとなってしまった。沖縄県東村高江で今も続いている米軍ヘリパッド(ヘリ着陸帯)建設反対の座り込みは、この年末年始の急展開が関係者を驚かせたのだが、キャッチアップする度に新しい事態が起り、原稿をまとめることもまま

ならない。ひとつは、国が座り込みをする住民14名(当初含まれていた15人目は児童であったが、説明もなく取り下げられた)ひとりひとりを相手取って、「通行妨害」を主張、民事の仮処分を裁判所に申し立てていたことが、昨年12月中旬になって発覚したことである。建

設阻止を主張する側が、国や事業者を相手取って工事差し止めの仮処分、というなら判る気もするが、ともかく国が住民運動に対して民事に訴えるという異常な事態が、人口 160 名ばかりの高江という集落に降りかかった。

ところがこの事態に、沖縄の良心ある弁護士たちが即座に支援を表明し、ついには 24 名もの弁護士団が結成されたのである。管見の限りでこのような大弁護士団は滅多にないことではないか。また「自分たちは決して間違ったことはしていない」との姿勢を貫く住民の会に対して、県内外の多くの人の共感と支援の声が寄せられた。国による申立を却下するよう那覇地方裁判所に要請する署名は、わずかひと月足らずの間に 25000 筆に達したのである。

迎えた 1 月 27 日の最初の審尋で、裁判所は国に対して、何が妨害なのかを明確にするよう求め、一方的な申立の内容がずさんなものであることが明らかとなった。ドキュメンタリ DVD の上映会や学習会、集会への参加など、様々な機会を捉えて、いったいこのやんばるの森で何が起きているのか、多くの人に知らせる努力を根気よく続けている高江の人々であるが、そのアクティビズムの核にあるのはやはり、座り込みによる非暴力直接行動であった。仮処分申立は、逆説的なことではあるが、ややもすれば陥りがちな閉塞感を払拭し、正義と民主主義を求める人々に法廷という新たな表現の場を切り開くことになった。口頭弁論による公開の審尋を求めて、なぜ抵抗するのか、より大きな人権の理念に基づいて法廷で主張したいと願う高江の人々の運動は、新しい展開をもたらすことだろう。

こうして期待とともにこの原稿をまとめようとした

矢先、またもや衝撃のニュース。これまで反対を貫いて来た高江区が受け容れ容認に転じたと新聞報道されたのである。高江では、区長との対話が持たれ、新聞表現には誤解があることが判明したが、条件闘争に踏み切るべきとの声もあるとの苦しい立場が語られていた。

沖縄ではこうした「地元」切り崩し策のプレッシャーがたびたび地域を分断させてきたのだが、同様の事態が高江の人々を逼迫しつつある。高江の「ヘリパッドいらない」座り込みは 07 年 7 月以来で約 1 年半になる。10 年を超える辺野古の基地建設反対運動を横に見ながら、まだまだこれから、と奮起しているとはいえ、元をたどれば、このヘリパッド移設計画は辺野古と同じ 1996 年の SACO 最終報告のなかで明記された返還条件に端を発している。そして、水道設備の敷設など、当然備えられるべきインフラと引き替えの受け容れ強要を、それこそ不転の決意で拒否し続けてきた小さな集落の経てきた 10 年を思うと、これ以上反対を堅持することは困難との諦念を、断罪することなどできるだろうか。

それよりも、座り込みによって別の豊かな未来を求め人たちを目に見えるかたちで支えることが求められている。現場を共に過ごした後にそれぞれの地元に戻っていくなかで広がる共感のネットワークが求められている。黙殺によって権力に加担するのではない、別の未来を構想するために、ぜひ、やんばるの森に座り込みに来て下さい。

※現場の詳細、地図、連絡先その他はブログ「やんばる東村高江の現状」(<http://takae.ti-da.net/>)を参照されたい。

(琉球大学助教授)

2009年度春季研究大会

日時：2009年6月13日（土）～14日（日）

場所：恵泉女学園大学

2009年度秋季研究集会

日時：2009年11月28日（土）～29日（日）

場所：立命館大学衣笠キャンパス

日本平和学会第18期役員

(2008年1月1日～2009年12月31日、2008年3月14日現在)

【執行部】

会長	遠藤誠治	
副会長	石田 淳	目加田説子
企画委員長	黒田俊郎	
編集委員長	勝間 靖	
渉外委員長	阿部浩己	
ニュースレター委員長	島袋 純	
ホームページ委員長	佐伯奈津子	
事務局長	墓田 桂	

【理事】（★は地区研究会代表者）

(北海道・東北)	小田博志	★越田清和			
(関東)	阿部浩己	石田 淳	白井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	北沢洋子	佐伯奈津子	庄司真理子
	高原孝生	竹内久顕	竹中千春	西川 潤	墓田 桂
	藤原 修	堀 芳枝	目加田説子	武者小路公秀	村井吉敬
	最上敏樹	★横山正樹			
(中部・北陸)	児玉克哉	佐々木寛	★佐竹眞明	黒田俊郎	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		君島東彦	徐勝	田中 宏
	★土佐弘之				
(中国・四国)	浅井基文	★小柏葉子	岡本三夫		
(九州・沖縄)	★石川捷治	木村 朗	島袋 純		

【監事】

	石井摩耶子	川村陶子			
企画委員会	石田勇治	内田みどり	奥本京子	黒田俊郎	小林 誠
	進藤 兵	竹内久顕	田中孝彦	土佐弘之	直野章子
	浪岡新太郎	蓮井誠一郎	前田幸男	前田輪音	山崎 望
編集委員会	勝間 靖	段 家誠	吉村祥子		
渉外委員会	阿部浩己	五野井郁夫	竹峰誠一郎	中村英俊	堀 芳枝
ニュースレター委員会	片野淳彦	島袋 純			
ホームページ委員会	井上浩子	佐伯奈津子	平井 朗		

日本平和学会ニュースレター Vol. 18 No. 3 (2009年4月20日発行)

発行所：日本平和学会事務局

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1 成蹊大学 墓田研究室気付

Fax: 0422-37-3875 E-mail: PSAJ@fh.seikei.ac.jp

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会ニュースレター委員会

委員長：島袋 純 委員：片野淳彦

印刷所：北大生協 印刷・情報サービス部